

3 相殺ができない場合

受働債権が不法行為によって発生した債権である場合は相殺ができない。反対に、不法行為によって発生した債権を、自働債権として相殺することはできる。



これでヒッタツ！

- ☐ 「相殺しよう」と言う側の債権を自働債権、言われた側の債権を受働債権という。
- ☐ 消滅時効が完成した債権であっても、完成前に相殺適状になっていれば、相殺できる。
- ☐ 受働債権が不法行為によって発生した債権の場合は相殺できないが、自働債権としてなら相殺できる。